（記載上の注意）

当該事業年度中に株式会社商工組合中央金庫の会社役員（当該事業年度に会社役員であった者を含む。）に対して当金庫が交付した当金庫の株式（職務執行の対価として交付したものに限り、株式会社商工組合中央金庫が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに交付した株式会社商工組合中央金庫の株式を含む。）がある場合には、株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）及び株式の交付を受けた者の人数を記載すること。

5　会計監査人に関する事項

⑴　［略］

⑵　責任限定契約

［表略］

（記載上の注意）

会計監査人との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

⑶　補償契約

イ　在任中の会計監査人との間の補償契約

会計監査人の氏名又は名称	補償契約の内容の概要

（記載上の注意）

1　株式会社商工組合中央金庫が、会計監査人との間で補償契約を締結している場合に記載すること。

2　「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

5　会計監査人に関する事項

⑴　［略］

⑵　責任限定契約

［表略］

（記載上の注意）

会計監査人との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

［新設］